

北海道運輸局公示第63号
(平成18年9月15日一部改正)
(平成20年6月30日一部改正)
(平成24年7月31日一部改正)

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する
標準処理期間

一般乗合旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等申請に対する審査に要する標準的な期間について、運用の統一性、透明性を確保し、事案の迅速な処理及び申請者の軽減を図るため、標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年 1 月 3 0 日

北海道運輸局長 中 本 光 夫

記

1 事業の許可〔道路運送法（以下「法」という。）第4条 第1項〕

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号）第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」（平成18年9月15日付け国自旅第162号）1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で協議が調った事案

2ヶ月

2 事業計画変更の認可（法第15条 第1項）

(1) 路線の新設に関するもの

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、路線の新設に関する事業計画変更認可のうち、高速自動車国道等の新規供用に伴う経路変更事案（いわゆる「乗せ替え事案」）及び既存路線の一

部延長事案等の軽微な事案

2ヶ月

道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議等で協議が調った事案

1ヶ月

(2) 路線の新設以外のもの

2ヶ月

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び地域公共交通会議等で協議が調った事案

1ヶ月

3 上限運賃料金の認可（法第9条 第1項）

3ヶ月

なお、停留所の新設及び位置の変更に伴う上限運賃の設定（変更）

1ヶ月

4 運送約款の認可（法第11条 第1項）

1ヶ月

5 協定の認可（法第19条 第1項）

3ヶ月

6 事業の管理の受委託の許可（法第35条 第1項）

3ヶ月

なお、事業の許可申請又は事業計画の変更認可申請を伴わない事案

2ヶ月

7 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条 第1項）

3ヶ月

8 法人の合併及び分割の認可（法第36条 第3項）

3ヶ月

9 相続の認可（法第37条 第1項）

2ヶ月

10 標準処理期間の算定について

標準処理期間の算定には以下の期間は含まれない。

- (1) 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- (2) 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間
- (3) その他これらに準じ、北海道運輸局長が適当と認める場合

付 則（平成14年1月30日付け北海道運輸局公示第63号）

この公示は、平成14年2月1日以降に当局管内の陸運支局において申請を受け付けたものから適用する。

付 則（平成18年9月15日付け北海道運輸局公示第25号）

この公示は、平成18年10月1日以降に当局管内の運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

付 則（平成20年6月30日付け北海道運輸局公示第35号）

この公示は、平成20年7月1日以降に当局管内の運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成24年7月31日付け北海道運輸局公示第19号）

この公示は、平成24年7月31日以降に当局管内の運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。